

四日市市障害者体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第43号

四日市市障害者体育センター条例の一部を改正する条例

四日市市障害者体育センター条例（平成15年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（センターの管理）</u></p> <p><u>第5条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、障害者及びその保護者が構成員である団体又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、別に定める障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者のうち、市内に主たる事務所を有する法人であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p><u>第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）次条に規定する使用許可、第12条に規定する使用許可の取消し、第13条に規定する特別の設備の設置許可、第14条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務</u></p>

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(3) (略)

3 市長は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第6条 センターの使用について許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に

(2) 第8条に規定する利用料金の徴収、第9条に規定する利用料金の減免、第10条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務

(3) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認め  
た業務

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) (略)

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第8条 センターの使用について許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に規則で定め

従い、市長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許

る基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部を免除するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 (略)

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)及び(5) (略)

2 前項の規定の適用により、使用者が損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(3)まで (略)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第10条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、センターを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

きは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)及び(5) (略)

2 前項の規定の適用により、使用者が損害を受けても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(3)まで (略)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第12条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、センターを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 1 4 条 (略)

(管理の代行等)

第 1 5 条 市長は、センターを管理上必要があると認めるときは、障害者及びその保護者が構成員である団体又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)に基づき、別に定める障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者のうち、市内に主たる事務所を有する法人であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

2. 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にセンターを管理しなければならない。

(1) 第 5 条に規定する使用許可、第 1 0 条に規定する使用許可の取消し、第 1 1 条に規定する特別の設備の設置許可、第 1 2 条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務

(2) 第 6 条に規定する使用料の徴収、第 7 条に規定する使用料の減免、第 8 条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認め

第 1 6 条 (略)

た業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第8条まで、第10条から第12条まで及び別表の規定の適用については、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

改正後

別表（第6条関係）

1 午後及び夜間に開館する日

区分	使用料（円）
	（略）
（略）	

備考

（略）

2 午前及び午後に開館する日

区分	使用料（円）
	（略）
（略）	

備考

（略）

改正前

別表（第8条関係）

1 午後及び夜間に開館する日

区分	利用料金の上限額（円）
	（略）
（略）	

備考

（略）

2 午前及び午後に開館する日

区分	利用料金の上限額（円）
	（略）
（略）	

備考

（略）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市市障害者体育センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市障害者体育センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例第6条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)